

県内で業務中の熱中症による**死亡災害**が発生しました！！

死亡災害の概要①

- 災害発生年月：令和8年7月
- 災害の種類：熱中症
- 被災の状況：死亡1名
- 事業の種類：警備業

被災者は支障木の伐採現場において、午前8時30分から午後1時まで一般車両の交通誘導を行っていた。

午後1時から午後2時まで休憩をし、午後2時から交通誘導業務を再開した。

《不快指数》

午後4時頃、体調不良を訴え、病院に搬送されたが2日後に死亡した。

体調不良を訴えた午後4時の天気は、晴れ、気温31.5℃、湿度75%、不快指数は84.5であった。

快い	65～70
暑くない	70～75
やや暑い	75～80
暑くて汗が出る	80～85
暑くてたまらない	85～

休業災害の概要②（一昨年も県内で発生しています）

- 災害発生年月：令和6年8月
- 災害の種類：熱中症
- 被災の状況：死亡1名
- 事業の種類：警備業

被災者は建設現場において、午前8時より一般車両の交通誘導を行っていた。

午前中15分、昼60分、午後2時30分から15分の休憩をし、午後2時45分から交通誘導業務を再開した。午後3時頃、被災者が倒れ込むところを同僚が目撃し、道路脇で休ませたが、症状が悪化したため病院に搬送したが、翌日に死亡した。



熱中症に係る取組を見直してみましょう！

（１）熱中症を防止するための主な取組

- ・休憩設備の整備（安衛則第614条）
- ・水分・塩分の用意（安衛則第617条）
- ・水分・塩分の適切な摂取
- ・適切な衣類の着用
- ・作業時間の短縮
- ・暑さ指数の低減
- ・健康診断の結果に基づく対応
- ・作業中の作業者の健康状態の確認
- ・暑熱順化への対応
- ・プレクーリング（作業前などに深部温度を下げる）

熱中症防止のためのガイドラインやその他の情報・資料はこちら
（厚労省HP）



（２）重篤化を防止するための取組

令和7年6月1日より施行されています。

義務

（安衛則第612条の2）

【体制整備】

熱中症の恐れがある作業者を発見した者がその旨を報告するための体制を整備する

【手順の作成】

身体冷却・病院受診など熱中症の重篤化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定める

【関係者への周知】

報告体制と手順を

関係作業者に周知する



【パンフレット】
職場における熱中症
対策の強化について

【省令改正関係通達】
令和7年5月20日付け
基発0520第6号

（３）警備員に係る対策

全国的にも県内でも、“警備員”の重篤な熱中症の発症が増加しています。

「建設現場における建設業従事者及び警備員の熱中症予防の対策強化について（要請）」には、元方事業者の（望ましい）取組事項として4点が明記されています。

①標準見積書に熱中症対策に必要な経費を明確化、②熱中症対策の強化の観点から必要な資機材の確保や交代要員も含めた人員確保に必要な経費について申し出があった場合に誠実に協議するとともに経費の確保に努めること、③警備員の休憩時間確保など、警備員に考慮した熱中症対策に関する計画とすること、④休憩設備や水分・塩分補給の設備を警備員も利用できるようにすること。

建設現場における建設業従事者及び警備員の熱中症予防の対策強化について（要請）はこちら



（４）エイジフレンドリー補助金の活用

申請受付期間：令和8年10月31日(土)まで

60歳以上の労働者の熱中症対策にご活用ください！

☆助成金活用例☆

- ・ファン付き作業着
- ・スポットクーラー
- ・ミストファン
- ・冷凍ストッカー



ポータルサイトはこちら
Q&Aもあわせてご確認ください。